

エルタックス eLTAX



イメージキャラクター：エルレンジャー

eLTAX 動作環境

eLTAXのご利用にあたっては、以下のパソコンの動作環境が必要です。(平成30年4月現在)

オペレーティングシステム (OS)	Webブラウザ
Microsoft Windows 7	Microsoft Internet Explorer 11.0
Microsoft Windows 8.1	
Microsoft Windows 10	

eLTAX 利用届出までに準備が必要なもの

- パソコン環境を整備します。
十分な空き容量とインターネットに接続できるパソコンが必要です。
- e-mail アドレスを取得します。
利用届出を行う際に、必須入力項目となっています。
なお、スマートフォン・携帯電話のメールアドレスは使用できませんのでご注意ください。
- 電子証明書を取得します。
eLTAXで利用できる電子証明書を取得します。
ただし、税理士に申告書の作成・送信を依頼している納税者は不要です。
また、平成30年4月から、法人代表者の委任状を申告書に添付することにより、受任者の電子証明書で申告できるようになりました。
(電子証明書の種類によっては、ICカードリーダーが必要になります。)

eLTAX 大法人の電子的提出の義務化について

平成30年度税制改正により、大法人（事業年度開始時点で資本金が1億円超の法人等）が行う法人住民税（都道府県民税、市町村民税）・法人事業税の申告は、電子的な提出（eLTAX）が義務化されました。

※平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用

利用届出の提出及び詳しい情報は
eLTAXホームページをご覧ください

▶ <http://www.eltax.jp/>

スマートフォン・携帯電話からもご覧いただけます。

※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)による
お問い合わせは

▶ 0570-081459

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)

▶ 03-5500-7010 (上記の電話番号でつながらない場合)

国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。

地方税申告はネットが便利！

自宅で、オフィスで、らくらく申告！



複数の申告を
一括処理できる！

窓口に出かける
必要ナシ！

大法人について、電子申告が
義務化されます！！

■利用時間

8:30 ~ 24:00 (土日祝、年末年始を除く。)

■平成30年度 eLTAX 休日運用日

- ・平成30年8月25日(土)、26日(日)
- ・平成30年11月23日(金)、24日(土)、25日(日)
- ・平成31年1月19日(土)、20日(日)、26日(土)、27日(日)
- ・平成31年2月23日(土)、24日(日)

eLTAXの
ご利用は
無料
です！

eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告や納税を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。もう、混雑する窓口へ出かける必要はありません。



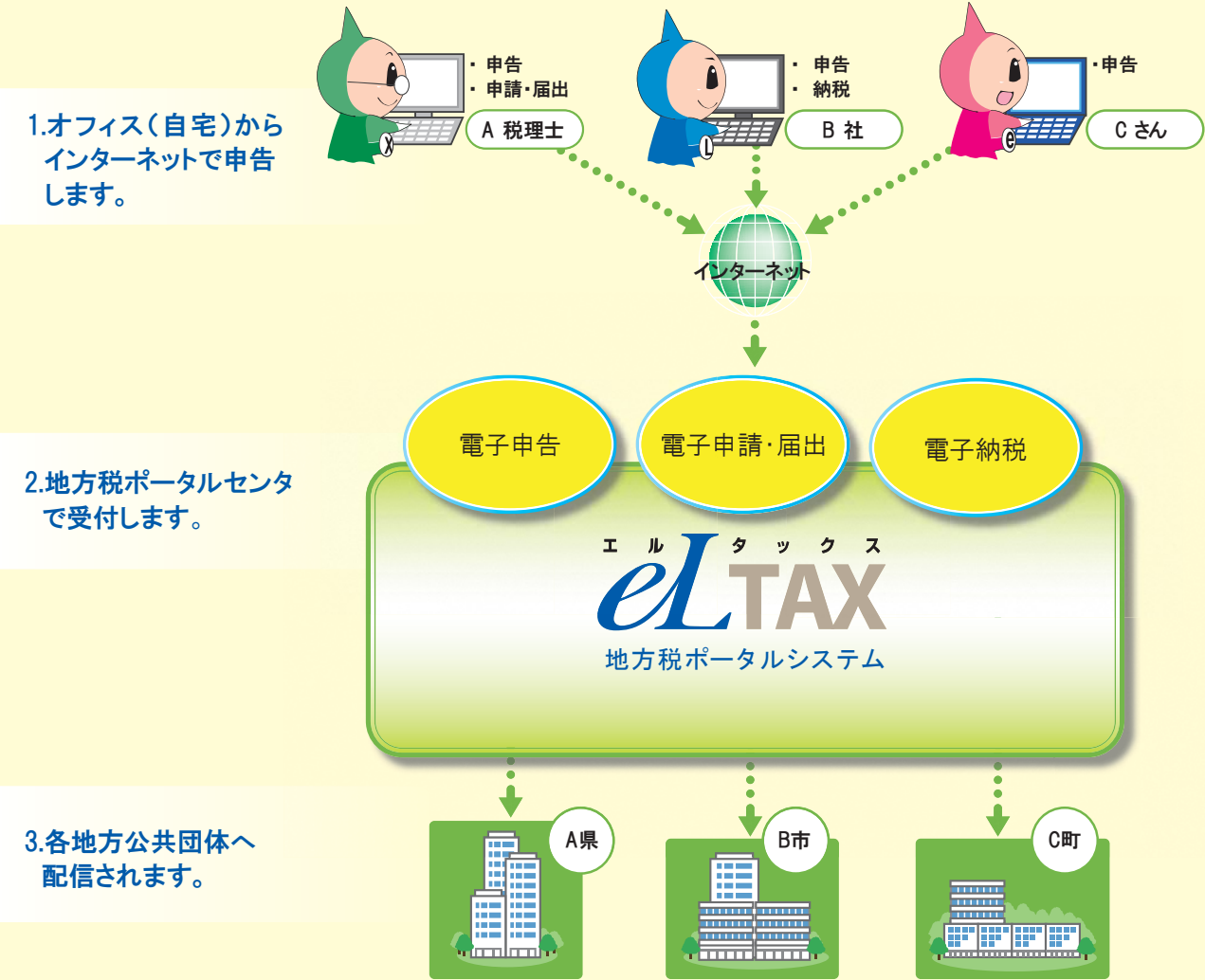
eLTAX メリット

- ◎ 手続きが自宅やオフィスでできる！
- ◎ 複数の提出先への申告も一括で処理できる！
- ◎ 申告書がラクラク作成できる！
- ◎ 給与支払報告書・源泉徴収票を一括で提出できる！



eLTAX 電子申告の概要

地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありますが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできます。



1. オフィス(自宅)からインターネットで申告します。

2. 地方税ポータルセンターで受付します。

3. 各地方公共団体へ配信されます。

eLTAX 利用可能な手続き

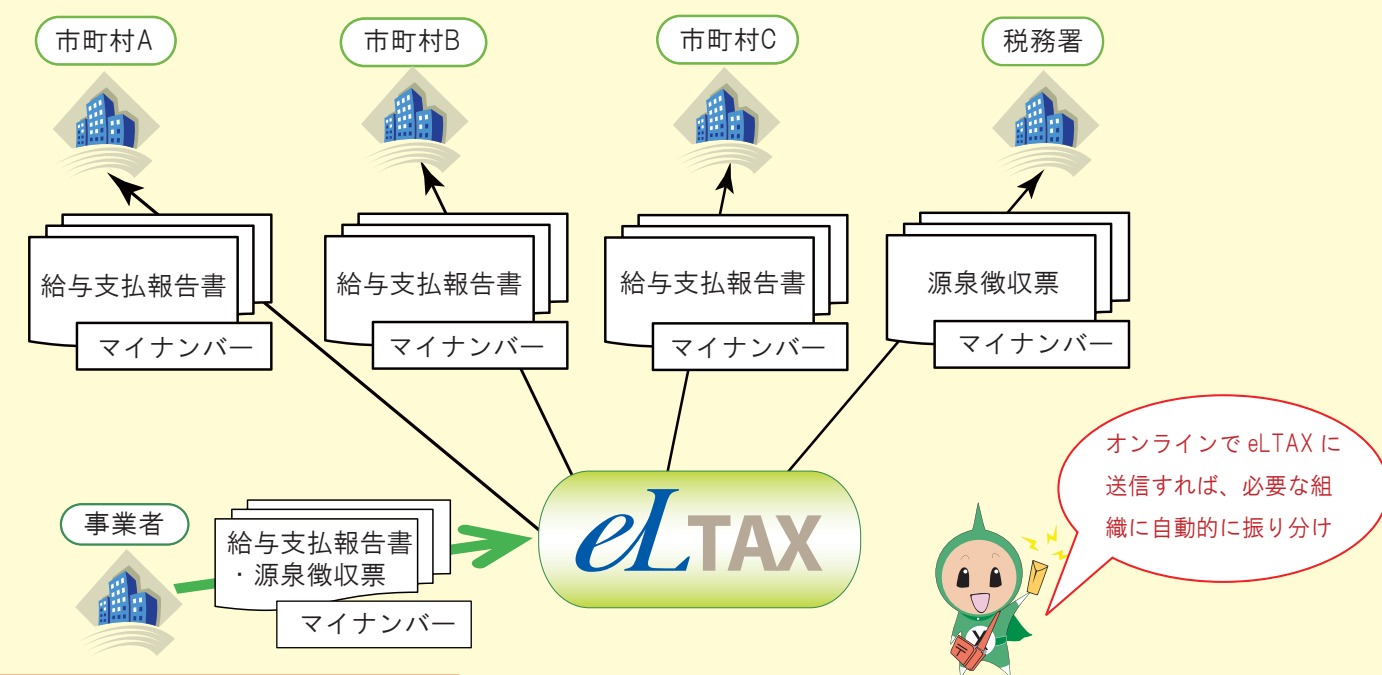
電子申告や電子申告に関連した申請・届出手続き、納付手続きをeLTAXで行うことができます。

- | | | |
|---|--|--|
| <p>1 電子申告対象税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 地方法人特別税 ■ 法人市町村民税 ■ 固定資産税(償却資産) ■ 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続) ■ 事業所税 | <p>2 電子納税</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 申告手続きに関連した納付手続きが可能です。 ※固定資産税(償却資産)を除く。 | <p>3 電子申請・届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法人設立届出や異動届出等 ■ 申告手続きに関連した申請・届出手続き |
|---|--|--|

※地方公共団体ごとの提供サービスにつきましては、eLTAXホームページでご確認ください。

eLTAX 給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出の一元化について

平成29年1月から、国と地方にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することが可能となりました。



eLTAX 電子申告の流れ

eLTAXを利用するには、次のような手続きが必要です。詳しくはホームページをご覧ください。

